

「電子契約サービス導入・運用業務委託」企画提案に関する質問・回答

No,	質問項目	(内容)	回答
1	仕様書 6. 運用保守に関する要件の (2) の想定される機能について	仕様書 6. 運用保守に関する要件 (2) について「本県等が設定情報を登録及び修正できること」と記載いただいております。 本要件については、奈良県及び共同調達に参加の自治体様が、サービス内に登録された職員情報を自治体側で一括にて登録及び修正できる機能がサービスに実装されていることを必須とする、という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	説明書第 4 参加方法 2. 企画提案書の提出 (3) 提出方法について	企画提案書類の提出方法について、「持参または郵送 (書留郵便又はレターパック) に限る。」と記載いただいております。 郵送にてご提出させていただく場合に、ご提出が厚さの関係等で 1 郵送にまとまりきれない場合 (2 つに分けての郵送が必要となる場合) には、分割して提案書類をご提出させていただくことに問題はございませんでしょうか。 また、その場合 (必要書類を 2 つに分けて郵送する場合) に留意すべき事項等があればご教示いただければと思います。	問題ございません。 その場合 (必要書類を 2 つに分けて郵送する場合) には、それぞれに「1 / 2」、「2 / 2」と判別できるよう記載してください。
3	説明書第 4 参加方法 2. 企画提案書の提出 (4) 提出書類の (イ) 企画提案書 (本体) について	ご提出する企画提案書について、「図や表を含め (i) ~ (ii) を 20 ページ以内で作成すること」と記載いただいておりますが、こちらについては (i) として記載されている目次及び (ア) の企画提案書 (表紙) も含めて 20 ページ以内で収めるものとするもの、という認識で相違ないでしょうか。	企画提案書 (表紙) は含まず、 (i) 目次~(ii) 本文を 20 ページ以内で作成してください。
4	説明書第 4 参加方法 2. 企画提案書の提出 (4) 提出書類 (イ) の ⑤ その他 (共同調達) について	本要件について「各自治体の要望 (LGWAN 環境、職員向け操作説明会、例規改正支援など) に応じたプランを用意し、それぞれの導入支援・運用にかかる内容及び金額を明示すること。」と記載いただいておりますが、共同調達参加自治体様に対するプラン設定 (LGWAN の利用有無・導入支援の希望内容等) については当社にて任意で内容を策定して問題ない、という認識でよろしかったでしょうか。また、参加団体ごとに個別で価格を算出し、提案する必要がありますでしょうか。 なお、共同調達参加自治体様向けのプランについても「金額を明示すること」と記載いただいておりますが、本プランの設定金額についても評価対象となる場合、どのような基準のもと評価されるものとなりますでしょうか (例: 単独で導入するよりもより大きなスケールメリットが出ている場合は高評価となる等)。	ご認識のとおりです。 貴社からご提案いただくプランの中から共同調達参加自治体が各々選択することになります。また、各プランの価格もあわせてご提案ください。 評価については、評価基準に記載のとおりです。

「電子契約サービス導入・運用業務委託」企画提案に関する質問・回答

No.	質問項目	(内容)	回答
5	説明書第6 委託事業者の選定 1. 企画提案書等の評価について	別途評価方法を公開いただいておりますが、本プロポーザルについては各項目の審査は「絶対評価」又は「相対評価」のどちらにて実施されますでしょうか。	絶対評価となります。
6	説明書第6 委託事業者の選定 1. 企画提案書等の評価の(4)について	審査会の日時及びヒアリング時間等を記載いただいておりますが、本審査会中に実際のサービスのデモンストレーション(実操作)を交えながら、企画の提案を実施することは問題ないでしょうか。 また、当日は画面投影のためのHDMIケーブルやディスプレイ等をご用意いただけますでしょうか。	審査会で使用いただけるのは、提出いただく企画提案書のみとなりますので、デモンストレーション(実操作)や画面投影などは実施いただけません。
7	評価方法の審査項目「価格」について	本項目の評価方法として「契約上限額と同等の見積価格を6点とし、見積価格が契約上限額から一定率(2%)下がるごとに1点ずつ加点」と記載いただいておりますが、「契約上限額」については説明書第2 委託業務の概要(3) 委託上限額に記載の金額(7,568,000円)が該当する、という認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	様式4「企画提案書(表紙)」及び様式6「見積書」に記載する日付について	様式4「企画提案書(表紙)」と様式6「見積書」について、それぞれ日付の記入欄があるものとお見受けしております。 本件にて記載する日付については、当社が貴庁へ書類の提出を行った日(例えば令和6年5月24日に提出するのであれば、その日付)を記載する認識でよろしかったでしょうか。別途、記載する日付の指定がございましたらご教示願います。	ご認識のとおりです。 当方から日付の指定はございません。
9	様式6「見積書」の記載方法について	内訳欄に記載の各種項目について、「0円(例:導入支援業務は運用業務に含まれるので追加費用は必要なし)」というような記載をすることは問題ないでしょうか。 また、本件の提案価格について最低制限価格の設定等はございますでしょうか。	提案者が本業務に係る費用を記載してください。 最低制限価格の設定はございません。

「電子契約サービス導入・運用業務委託」企画提案に関する質問・回答

No,	質問項目	(内容)	回答
10	仕様書 3. 履行期間（予定）について	導入支援期間として契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで、運用保守期間として令和6年10月1日（火）から令和11年3月31日（土）までと記載いただいておりますが、こちらのスケジュールについては奈良県庁さまだけでなく、導入自治体として記載いただいている市町村についても同様のスケジュールを想定されている、という認識でよろしいでしょうか。もしくは導入自治体については自治体ごとに想定されるスケジュールが異なっているという認識となりますでしょうか。	市町村についても同様のスケジュールを想定しています。 ただし、奈良県及び市町村と協議の上、計画策定を行うことになるため、記載している期間から変更となる可能性もございます。